

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会 活動方針

道路は歩行者が快適かつ安全に通行できる歩行者空間です。

しかしながら、京橋地域の商店街やその周辺道路においては、置き看板や商品・陳列ケースの道路上へのはみ出し、飲食店の路上営業、買い物客や通勤・通学者の放置自転車など道路の不正使用が日常的に繰り返されています。また、ゴミの散乱等も見受けられるなど、快適に安心して通行できないとの市民の声が寄せられています。

このような状況をふまえ、京橋地域の環境浄化、活性化のため、商店街および周辺道路を歩行者が快適に安全に通行できる歩行者空間の実現に向けて「京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会」参加の地元団体、地権者等関係企業、関係行政機関が一致協力し、次の取り組みを行うものとします。

記

- 1 商店の置き看板、陳列ケースなどを道路上から無くし、京橋の街を快適な歩行者空間とするため、京橋地域のすべての商店に啓発など行い協力を求めます。
- 2 買い物客や通勤・通学者の自転車を駐輪場に誘導し、商店街やその周辺道路から無くするため、買い物客や通勤・通学者に啓発など行い協力を求めます。
- 3 京橋地域の環境浄化、活性化のため、啓発などや道路の一斉清掃などに取り組みます。

平成 19 年 6 月 26 日

京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会

都島区役所

桜宮連合振興町会

京橋地区商店会連絡協議会

京橋一番街商店街

西日本旅客鉄道株式会社

京阪電気鉄道株式会社

大阪府都島警察署

大阪市都島消防署

国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

大阪市環境局北部環境事業センター

大阪市建設局東部下水道管理事務所

大阪市建設局東工営所